

納税協会は幅広い公益事業を行っています

# 令和元年分 所得税・消費税等 確定申告相談会場

★昨年の「谷町四丁目確定申告会場」は開設されません。

種別	納税協会(会員無料)	種別	確定申告会場
会場	阿倍野納税協会 事務局	会場	阿倍野税務署 (阿倍野区三明町2丁目10番29号)
相談日	2月17日(月)~3月16日(月) (土・日は休み)	開設期間	2月17日(月)~3月16日(月) (土・日は休み)
相談時間	午前9時30分 ~ 午後3時30分  (正午から午後1時までは相談は行っておりません)	相談受付時間	午前9時から午後4時まで  ・混雑状況により、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。 ・昼休みの時間帯は、少人数の職員で対応しておりますのでご了承ください。 ・阿倍野税務署の駐車場は狭いのため、お車でのご来場はご遠慮ください。

・納税協会会場では、不動産・株式等の売買及び相続・贈与に関する相談は行っておりません。



第220号  
令和2年2月  
発行所  
公益社団法人阿倍野納税協会  
阿倍野納貯組合連合会  
阿倍野区三明町2丁目10-32  
TEL 06(6628)0366  
FAX 06(6629)2451  
e-mail abeno@nk-net.co.jp  
http://www.nk-net.co.jp/abeno/

納税協会指針

納税協会は健全な納税者の団体として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献します

確定申告にあたって

- ① 医療費控除について
  - ・医療費領収書の添付が不要となり、代わりに医療費控除の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書の添付が必要となります(領収書は5年間保存)
- ② 確定申告相談会場について
  - ・阿倍野納税協会 会議室(上記表)
  - ・阿倍野税務署(上記表又は4ページ)
- ③ 確定申告書の提出にあたって
  - ・個人番号の記載が必要です。
  - ・次のa又はbのいずれかの書類の添付が必要です。
  - a マイナンバーカードの写し(表裏)
  - b 通知カード(番号確認)及び運転免許証等、身元確認できる証明書の写し
- ④ 確定申告書作成コーナーの利用
  - ・国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用下さい。
  - ・マイナンバーカードをお持ちでない方でもID・パスワード方式により、さらにe-Taxの利用、申告が便利になっております。
- ⑤ 相談にあたって
  - I 事前の準備
    - ・売上仕入各経費項目等の集計を、さらに消費税の課税事業者の方は、税率ごとの区分経理を済ませておいて下さい。
    - ・持参いただくもの
      - ・確定申告に必要な書類一式(決算書又は収支内訳書、確定申告書)
      - ・生命保険料控除証明書、年金控除証明書等、各種控除に必要な証明書
  - II 相談にあたって

○納税協会に加入しましょう○

税金の相談は税理士先生が担当します。経理や帳簿についてアドバイスします。企業保障プラン等の福祉制度を利用できます。お問い合わせは  
〒54510005  
大阪府阿倍野区三明町2丁目10番32号  
公益社団法人阿倍野納税協会  
電話06(6628)0366

- ・印鑑
- ・直近2年分の所得税及び消費税等の申告書控及び決算書控
- III 申告相談
  - ・会員・非会員を問いません。
  - ・どなた様でもご利用いただけます。
  - IV 費用
    - ・阿倍野納税協会員は無料
    - ・会員以外の方は運営費用として、6千円をご負担頂きます。

確定申告 税務カレンダー

- 贈与税の申告と納税
  - 2月3日(月) ~ 3月16日(月)
- 所得税の確定申告と納税
  - 2月17日(月) ~ 3月16日(月)
- 消費税等確定申告と納税
  - 1月1日(水) ~ 3月31日(火)
- 振替納税日
  - 安心・確実な振替納税をご利用下さい。
  - ・所得税第3期分延振替納税日 4月21日(火)
  - ・所得税第3期分延納振替納税日 6月1日(月)
  - ・確定申告時に手続が必要です。
  - ・消費税振替納税日 4月23日(木)

正しい申告は毎日の正確な記帳から

『実践簿記教室』開講(予告)のお知らせ  
・正規の簿記原則による記帳指導・決算を実務に即して解説いたします。  
・低廉な受講料、講座は記帳が不慣れな方や初学者の方を対象といたします。  
お問合せ等は、阿倍野納税協会迄

# 早めに申告 早めに納税

★平成30年度税制改正では、公的年金等控除について下記のとおり見直しが行われました。

## 公的年金等控除の見直し

- ★ 控除額：一律10万円引下げ、上限額を設定
- ★ 公的年金等以外の所得の合計額1,000万円超の人  
：公的年金等控除額をさらに10万円又は20万円引下げ

見直しにより、令和2年分から公的年金等控除額は次のように変わります。

### 〇65歳以上の方

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	令和元年分以前	令和2年分以後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A) ×25%+ 37.5万円	(A) ×25%+ 27.5万円	(A) ×25%+ 17.5万円	(A) ×25%+ 7.5万円
410万円超 770万円以下	(A) ×15%+ 78.5万円	(A) ×15%+ 68.5万円	(A) ×15%+ 58.5万円	(A) ×15%+ 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A) ×5%+ 155.5万円	(A) ×5%+ 145.5万円	(A) ×5%+ 135.5万円	(A) ×5%+ 125.5万円
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

### 〇65歳未満の方

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	令和元年分以前	令和2年分以後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A) ×25%+ 37.5万円	(A) ×25%+ 27.5万円	(A) ×25%+ 17.5万円	(A) ×25%+ 7.5万円
410万円超 770万円以下	(A) ×15%+ 78.5万円	(A) ×15%+ 68.5万円	(A) ×15%+ 58.5万円	(A) ×15%+ 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A) ×5%+ 155.5万円	(A) ×5%+ 145.5万円	(A) ×5%+ 135.5万円	(A) ×5%+ 125.5万円
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

→令和2年分から適用されるその他の税制改正事項の内容は、国税庁ホームページ (www.nta.jp) をご覧ください。

ワンポイント＝公的年金等控除額の見直し＝

## 阿倍野納税協会 事業報告

### パソコン会計教室

と き 令和元年12月9日・10日  
場 所 阿倍野産業会館 3階会議室  
内 容 パソコン会計の導入から決算  
参加者 11名  
講師 NKC 担当講師

### e・Tax研修会

と き 令和元年12月11日(午前後)  
場 所 阿倍野産業会館 3階会議室  
内 容 国税庁HPの「確定申告書等  
作成コーナー」を利用  
参加者 17名  
講師 阿倍野税務署 担当官

### 消費税軽減税率制度説明会及び 新設法人説明会

と き 令和元年12月13日  
場 所 阿倍野産業会館 3階会議室  
内 容 ・改正消費税の軽減税率制度  
・法人税申告書の仕組み等  
参加者 6社(消費税説明会は8社)  
講師 阿倍野税務署 担当官

### 源泉所得税(年末調整)納付指導

と き 令和2年1月8日・9日・10日  
場 所 阿倍野産業会館 3階会議室  
内 容 年末調整及び納付指導  
参加者 相談者53人・社  
講師 近畿税理士会阿倍野支部所属  
税理士

### 「租税教室」の開催(5校で開講)

と き 令和2年1月8日  
場 所 大阪市立長池小学校  
と き 令和2年1月10日  
場 所 2クラス合同  
と き 令和2年1月16日  
場 所 大阪市立丸山小学校  
2・4時限(クラス別3回開催)

場 所 大阪市立金塚小学校  
と き 令和2年1月28日  
場 所 大阪市立高松小学校  
と き 令和2年2月4日  
場 所 大阪市立常盤小学校  
内 容 2・3時限(クラス別2回開催)  
フリック・DVD等を利用して  
税の仕組み・働き等、正しく  
理解してもらう  
対象 各小学校6年生  
講師 当会青年部会員

### 確定申告前「街頭広報活動」

と き 令和2年1月17日  
場 所 阿倍野区役所前付近3箇所  
内 容 ・「令和元年分確定申告」の  
情報及び相談会場周知  
主催 納税協会のPR  
当会個人部会

### 税務図書のご案内

▼令和2年3月申告用「所得税の確定申告の手引」 定価2,420円  
▼令和2年3月申告用「目でわかる医療費控除」 定価1,540円  
▼令和2年1月改訂「〇×判定ですぐわかる消費税の実務」 定価2,860円  
▼令和元年度12月改訂「消費税実務問答集」 定価3,300円  
当会会員割引制度がございます。  
お求め等は、阿倍野納税協会迄

### 税務相談のご案内

毎週月の13時から16時まで税理士が無料で相談に応じております。  
・受付は15時30分迄  
・祝祭日及び夏期休暇時、年末年始、2/1~3/31は実施していません。

近畿税理士会  
阿倍野支部  
(阿倍野税務署北隣)  
☎(06)6628-1030

# 税金のことをもっと知ろう

## 日本政策金融公庫国民生活事業からのお知らせ

◎事業を営むほとんどの業種の方へ  
(一般貸付)

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
4,800万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.21~2.16%

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

◎マル経融資(経営改善貸付)(無担保・無保証人)

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.21%

◎新たに事業を始められる方・事業を始められて7年以内の方へ  
(新企業育成貸付) 新規開業資金

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	0.56~2.75%

「◎教育資金を必要とされる方へ」

(国の教育ローン)

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
学生・生徒 おひとりにつき 350万円以内 (海外留学は 450万円以内)	15年以内 在学期間内で元金のご返済を据え置くことができます。 (ご返済期間にふくまれます)	1.66% (母子家庭、父子家庭、年収200万円以下世帯又は子ども3人以上かつ年収500万円以下世帯は、1.26%)

・ご利用にあたっては、世帯の年間収入(所得)等の要件に該当していることが必要です。

(いずれも利率は令和2年1月6日現在)



お問い合わせは…

**日本政策金融公庫 阿倍野支店**  
国民生活事業(融資相談係)

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12  
TEL.06-6621-1453 FAX.06-6621-1480

## 阿倍野税務署からのお知らせ

令和元年分の確定申告をされた方へ

納付する税金のある方

納期限	振替日(振替納税をご利用の方)
申告所得税及び復興特別所得税 令和2年 <b>3月16日(月)</b>	令和2年 <b>4月21日(火)</b>
消費税及び地方消費税(個人事業者) 令和2年 <b>3月31日(火)</b>	令和2年 <b>4月23日(木)</b>

振替納税をご利用の方へ

事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。また、転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。

振替納税をご利用でない方へ

**ぜひご利用ください!**

便利で安全な振替納税をご希望の方は、所轄の税務署又は金融機関に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。利用されない場合、税務署からの納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、裏面記載の納付方法等により納期限までに納付してください。

QRコードを利用したコンビニ納付をご利用の場合、コンビニ各社の端末の操作方法は次のとおりです。

ローソン等の端末の操作

操作画面に従い、端末に納付用QRコードを読み取らせてください。

ファミリーマートの端末の操作

還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから **1か月から1か月半程度** 時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

「国税還付金振込通知書」の送付について

振込みの際には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しますので、「氏名・銀行名・支店名・預金種類・口座番号(下3桁の数字は「\*\*\*」で表示しています)」をご確認ください。誤り等ございましたら、お手数ですが所轄の税務署までお問合せください。

阿倍野税務署からのお知らせ

昨年の

**谷町四丁目の確定申告会場は  
開設しませんのでご注意ください!**

間違っ行ってかないでね～



今年も

税理士による事前相談会場を  
**「阿倍野産業会館」で開設します!**

開設期間：令和2年2月4日(火)～2月14日(金)  
(土・日・祝日を除く)

相談受付時間：午前9時30分から午後3時30分まで

会場：阿倍野産業会館3階会議室(阿倍野区三明町2-10-32 税務署北隣)

- ※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 会場にはエレベーターがありませんので、ご了承ください。
- ※ 会場には駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

- ☆ 申告会場にお越しの際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。
- ☆ この会場では、災害関連、土地・建物や株式(FX取引等の金融取引を含みます)の売買及び相続税・贈与税に関する相談等は行いませんので、ご注意ください。

さらに!

確定申告会場を「阿倍野税務署」で開設します!

開設期間：令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

相談受付時間：午前9時から午後4時まで (相談開始は9時15分からです)

- ※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 土・日・祝日等は相談及び受付は行っておりません。
- ※ 昼休みの時間帯は、少人数の職員で対応していますのでご了承ください。
- ※ 阿倍野税務署の駐車場は狭あいのため、お車でのご来場はご遠慮ください。

- ☆ 申告会場にお越しの際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。
- ☆ 医療費明細書、決算書又は収支内訳書は、あらかじめ作成した上でお越しください。



確定申告会場は  
大変混雑します...

そこで!

自宅から  
スマホやパソコンでの申告を  
おすすめしています!

詳しくは裏面で...